

令和8年1月9日  
地域文化部地域振興課

## 練馬区町会・自治会広報支援業務委託に係るプロポーザル募集要領

### 1 目的

本要領は、「練馬区町会・自治会広報支援業務委託」について最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の多角的な観点から選定を行うプロポーザル方式で実施するために必要な事項を定めるものである。

### 2 業務概要

#### (1) 件名

練馬区町会・自治会広報支援業務委託

#### (2) 履行期間

契約確定日の翌日から令和9年3月31日まで

#### (3) 履行場所

履行場所は次のとおりとする。

ア 練馬区地域振興課（練馬区豊玉北6-12-1 区役所本庁舎9階）

イ 受託者の所在地

ウ その他、区が指定する場所（オンラインによる履行を含む）

#### (4) 業務内容

仕様書（別紙1）のとおり

#### (5) 概算経費

令和8年度6,721,000円（税込）

概算経費を超えた見積金額の提案は無効とする。

消費税については、10%で計算すること。

### 3 参加資格および欠格事項

#### (1) 参加資格

民間企業または官公庁のPR動画および広報誌制作の受託実績があること。

#### (2) 欠格事項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

イ 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者

- ウ 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者
- エ 法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税および地方消費税を滞納している者
- オ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者

#### 4 選定方法

##### (1) 日程

募集要領等の公表	令和8年1月 9日(金)
質問締切日	1月 21 日(水)
質問回答予定日	1月 27 日(火)
参加表明書提出締切日	2月 9日(月)
提案書等提出締切日	2月 16 日(月)
参加辞退届提出締切日	2月 16 日(月)
第一次審査結果通知予定日	2月 27 日(金)
第二次審査予定日（プレゼンテーション・ヒアリング）	3月 16 日(月)
第二次審査結果通知予定日	3月 23 日(月)

##### (2) 応募方法

参加を希望する者は、つぎのとおり参加表明書を提出すること。

###### ア 提出期間

令和8年1月9日（金）午前9時から令和8年2月9日（月）午後5時まで

###### イ 提出方法

電子メールにより参加表明書（様式1）を提出する。

※ 参加表明書を受理した場合、着信確認メールを送信する。確認メールが届かない場合は、担当まで電話で連絡すること。

###### ウ 提出先

メールアドレス CHIIKI02@city.nerima.tokyo.jp

##### (3) 質問および回答

参加表明書を提出した事業者（以下「参加表明書提出者」という。）は、つぎのとおり質問をすることができる。

###### ア 質問期間

令和8年1月9日（金）から令和8年1月21日（水）午後5時まで

※ 期限を過ぎた質問は受け付けない。

イ 質問方法

電子メールにより質問票（様式2）を提出する。

ウ 提出先

メールアドレス CHIIKI02@city.nerima.tokyo.jp

エ 回答方法

質問内容およびその回答をPDF形式ファイルで作成し、令和8年1月27日（火）から、区ホームページにて公表する。

(4) 提案書等の提出

参加表明書を提出した者は、以下のとおり提案書等を提出する。なお、一度提出された提案書等の差し替えおよび再提出は認めない。

ア 提出期間

令和8年1月9日（金）午前9時から令和8年2月16日（月）午後5時まで

※ 受付時間は、土日・祝日を除く平日午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

提出場所に持参、または郵送等（必着）

ウ 提出場所

練馬区役所本庁舎9階 地域振興課地域コミュニティ支援係

エ 提出書類

提出書類	提出部数
参加表明書（様式1）	1部
事業提案書（様式3）	7部
企画提案書（様式自由） ※（5）企画提案書の内容を参考の上、作成すること	7部
受託実績報告書（様式4）	7部
従事者実績報告書（様式5）	7部
令和8年度分見積書（様式自由）	7部
安全管理体制確認書（様式6）	7部
会社概要（様式7）	1部
会社組織図	1部
直近の決算に係る財務諸表	1部
法人税、法人事業税、消費税の納付を証明する書類 (納税証明書の写し)	1部
登記簿謄本等、区内に本店を有することを証する公的な書類（該当者のみ）	1部

※ 備考

- ① 事業提案に関する書類と法人の資格に関する書類に分けて綴り、それぞれ表紙につぎの記載をしたうえで提出する。

- 「事業提案に関する書類」（事業者名）
  - 「法人の資格に関する書類」（事業者名）
  - ② 事業提案に関する書類は、企画提案書に目次をつけ、ページを付与したうえで綴ること。（表紙および目次にはページ番号不要）
  - ③ A4 両面印刷を基本とし、文字サイズは 11 ポイントを標準として記入すること。
- (5) 企画提案書の内容
- 企画提案書は、以下の内容を踏まえて作成すること。
- ア 実施内容
  - 本件委託は、町会・自治会に加入していない区民向けに町会・自治会を PR し、加入促進に繋げるものである。そのため、支援の開始から終了までの各段階における支援の考え方や事業の実施方法などを具体的に提案すること。
  - イ 実施体制
  - 本件委託を実施するまでの人員配置、役割分担を示すとともに、自社内の応援体制の有無、協力関係にある外部組織の有無、再委託の内容等を記載すること。
  - ウ 区民雇用の促進、区内事業者の活用
  - 本件委託を実施するために、スタッフ・アルバイト等に区民を雇用する、物品購入や再委託先に区内事業者を活用するなど、対応可能なことを記載すること。
  - エ その他
  - 仕様書に記載のない内容で、町会・自治会 PR につながる提案があれば記載すること。

## 5 参加の辞退

参加表明書提出者または提案書等を提出した者について、参加を辞退する場合は、令和 8 年 2 月 16 日（月）午後 5 時までに参加辞退届（様式 8）を提出する。

## 6 審査方法

### (1) 第一次審査

参加資格を満たす者について、提出された提案書等を別表第 1 に基づき書類審査を行う。合計点の高い順に 3 者程度の事業者（以下「第一次審査合格者」という。）を決定し、令和 8 年 2 月 27 日（金）までに提案書等を提出した者全員に書面で通知する。

### (2) 第二次審査

第一次審査合格者について、提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、別表第 2 に基づき審査する。

区の求める水準以上の提案を行った者の中から、評価が最も高い者を受託候補者とする。

ア 第二次審査実施日

令和8年3月16日（月）（予定）

イ 実施場所

練馬区役所本庁舎 9階会議室

ウ 選考方法

プレゼンテーションおよびヒアリングにより行う。

選考時間は1事業者あたり30分以内（プレゼンテーション15分以内、ヒアリングはプレゼンテーション終了後の残り時間）とする。

エ 出席人数

本業務を受託した場合の業務管理者を含む3名以内とする。

オ 審査結果の通知

令和8年3月23日（月）までに第二次審査参加者全員に書面で通知する。

## 7 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。なお、受託候補者が本件の契約を辞退した場合、契約締結前に区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位の者を新たに受託候補者として選定することができる。

## 8 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書であり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙2）に基づき取り扱うものとする。

## 9 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、事業提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に破棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格事項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使

用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。

- (8) 本件については、本件委託に関する予算が、令和8年第一回練馬区議会定例会で議決され、配当されてから効力を発するものとする。なお、本件に係る予算が成立しない場合、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責任を負わない。
- (9) 本要領に定めのない事項および本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

10 問合せ先・担当

練馬区 地域文化部 地域振興課 地域コミュニティ支援係

〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号

電話 03-5984-1039 ファクス 03-3557-1351

メールアドレス CHIIKI02@city.nerima.tokyo.jp

別表第1

評価項目	評価の視点
事業者の安定性・継続性	(1) 事業効率の状況 (2) 資金力の有無 (3) 借入金の返済能力の有無 (4) 経営の安全性
業務の実績	(1) 広報業務の実績 (2) 類似業務の実績
実施体制	(1) 業務執行体制、要員配置の妥当性 (2) 配置する要員の知識・経験等の妥当性
提案内容 (理解度・妥当性)	(1) 業務目的、内容への理解度・妥当性 (2) 区の施策、事業等に対する理解度 (3) 仕様書の内容と照らして適切か
提案内容 (企画力)	(1) 提案内容の具体性、的確性、実現性 (2) 提案内容の戦略性 (3) 自由提案内容の独創性・実現性
見積価格	経費の妥当性
区内雇用の促進	(1) 区民雇用の促進 (2) 区内事業者の活用（物品調達等）
区内事業者である	区内に本店を有する

別表第2

評価項目	評価の視点
事業者の安定性・継続性	(1) 事業効率の状況 (2) 資金力の有無 (3) 借入金の返済能力の有無 (4) 経営の安全性
業務の実績	(1) 広報業務の実績 (2) 類似業務の実績
実施体制	(1) 業務執行体制、要員配置の妥当性 (2) 配置する要員の知識・経験等の妥当性
提案内容 (理解度・妥当性)	(1) 業務目的、内容への理解度・妥当性 (2) 区の施策、事業等に対する理解度 (3) 仕様書の内容と照らして適切か
提案内容 (企画力)	(1) 提案内容の具体性、的確性、実現性 (2) 提案内容の戦略性 (3) 自由提案内容の独創性・実現性
プレゼンテーション・ヒアリング	説明、受け答えの的確性、説得力
見積価格	経費の妥当性
区内雇用の促進	(1) 区民雇用の促進 (2) 区内事業者の活用（物品調達等）
区内事業者である	区内に本店を有する

※網掛けは一次審査から持ち越すものとする。